

令和5年11月22日
(2023年)

令和5年秋季重点要求及び年末一時金に係る交渉最終回答（追加分）

- 1 定年前職員及び暫定再任用職員の給与改定については、令和5年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じ、次のとおり実施する。
 - (1) 令和5年4月1日に遡及して、給料表の引上げ改定を実施する。
 - (2) 定年前職員の令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当については、支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げ、合計で2.3月とする。
 - (3) 暫定再任用職員の令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当については、支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、合計で1.2月とする。
 - (4) 令和6年度以降については、6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるように下表のとおりとする。

【定年前職員】

	6月期	12月期
期末手当	1.225月	1.225月
勤勉手当	1.025月	1.025月

【暫定再任用職員】

	6月期	12月期
期末手当	0.6875月	0.6875月
勤勉手当	0.4875月	0.4875月

上記（1）から（3）に係る今年度の引上げ分については、所定の手続きを経て、令和6年1月のできるだけ早期に支給できるよう努力する。

- 2 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、令和5年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じ、次のとおり実施する。
 - (1) 令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当については、勤勉手当の支給開始に伴う調整により、支給月数をそれぞれ1.25月から1.225月とする。
 - (2) 令和6年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当については、支給月数を1.025月とする。